

平成 20 年 5 月 16 日

企業会計基準委員会 御中

年金数理人 大山義広

企業会計基準公開草案第 24 号
『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 3）（案）
に関するコメント

前略

表題につき、下記のとおりコメントをお送りしますので、よろしくお取り計らい下さい。

草々

記

【コメント】

- 「退職給付に係る会計基準注解」（注6）の改正案には賛成する。
- 今回の基準改正において、回廊アプローチを導入すべきである。

【理由】

- （注6）の改正案について

今回示された（注6）の改正案は、退職給付債務の計算に使用する割引率を貸借対照表日現在のものとするものであり、国際的な会計基準のコンバージェンスに資するものと考えられるため、賛成である。

- 回廊アプローチについて

今回の（注6）の改正により達成する目的は、欧州証券規制当局委員会（CESR）による「技術的助言」（平成17年7月）において、割引率の取扱いについて開示Aを求められる差異があったため、その差異を解消することであると理解している。

当該「技術的助言」では、この割引率の取扱いの差異は、現時点での日本では利回りが低くて安定しているため問題とはならないが、変動が大きくなった場合に問題となり得ると評価されている。^{（注）}

利回りの変動が大きくなった状況においては、毎年度末において使用する

割引率が重要性基準考慮後であっても大きく変動し、退職給付債務等に重要な変動が発生することが充分見込まれる。かかる状況下においては、回廊アプローチの導入を行わないと、国際的な会計基準の取扱いと比較して金利の変動による影響を受けやすいものになると考えられる。

このような不利を回避するために、回廊アプローチを導入すべきであると考ええる。

なお、現在IASB で進められている退職給付に係るプロジェクトにおいて、回廊アプローチの廃止が議論されている途中ではあるものの、適用されるまでには時間がかかるため、今回の改正において回廊アプローチの導入を検討対象外とすることの理由には該当しないと考えられる。

以上

(注) 「技術的助言」の 53 頁記載の割引率の取扱いに関する Assessment of significance は以下のとおり。

Since interest rates have remained both low and stable in the Japanese market for the last few years, the effect may not be significant at this point of time, but potentially could be, if volatility becomes higher in the interest rate market. It is therefore considered to be potentially a significant difference that might need additional disclosure requirements if becoming material.